

## 留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について

出入国在留管理庁  
平成27年1月策定  
令和6年2月改定

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- 1 卒業や退学等によって留学生の受入れを終了した場合は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第19条の17に基づき届け出るよう努めること。
- 2 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努めること。
- 3 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること。
- 4 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること。
- 5 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努めること。  
なお、指導に当たっては、当該留学生の理解を得た上で、人権に配慮し、丁寧な対応に努めること。
- 6 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記2から5までと同様の確認、把握及び指導に努めること。
- 7 受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、退学又は除籍等によって受入れを終了し、入管法第19条の17に基づき届け出るよう努めること。  
なお、上記の3か月を経過する前に、入管法第19条の17に基づき、留学生の受入れ終了について、既に地方出入国在留管理局に届け出ている場合には、改めて届け出る必要はない。